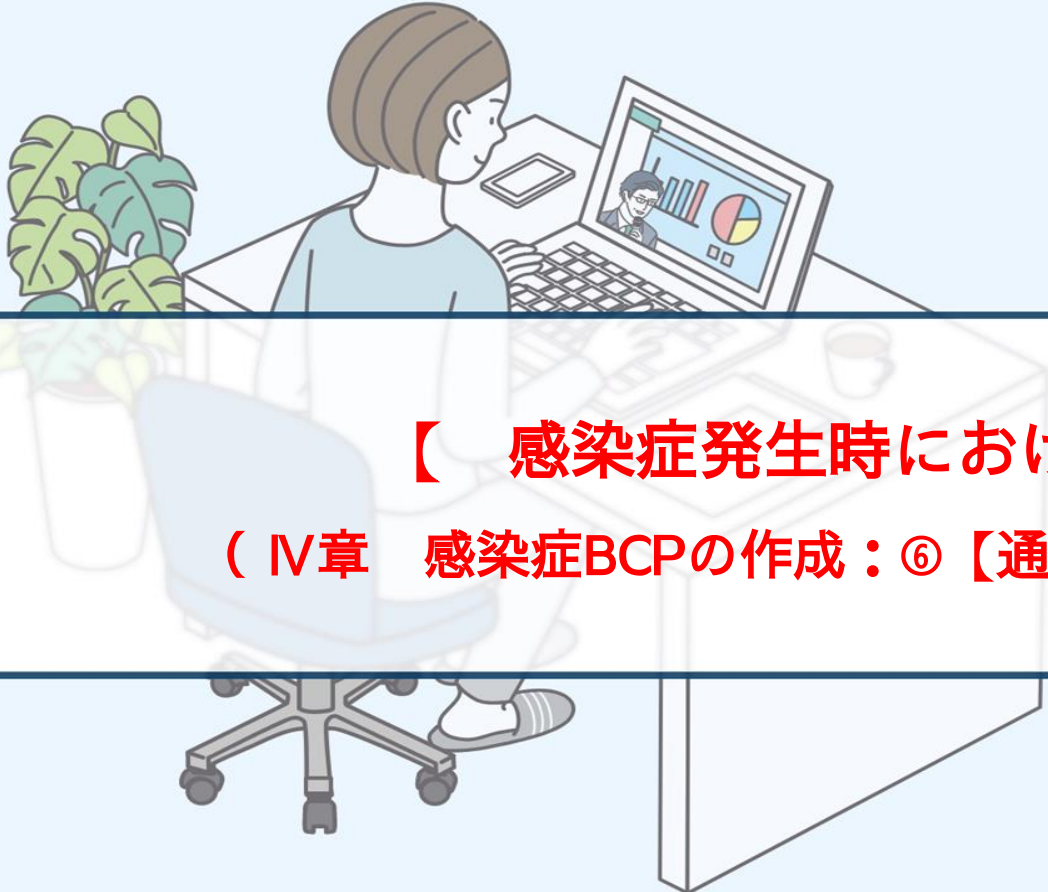




【 感染症発生時におけるBCP 】

（Ⅳ章 感染症BCPの作成：⑥【通所系】休業の検討編）



株式会社ケアモンスター

代表取締役 田中 大悟

社会福祉士・介護支援専門員



PROFILE

職歴

1998年 医療法人 整形外科病院 MSW (名古屋市)

(22-28歳) 老人保健施設 支援相談員 (老健施設：2施設の開設に関わる)

(28-30歳) 居宅介護支援事業所 管理者 兼 介護支援専門員

2006年 社会福祉法人 特別養護老人ホーム (石川県小松市)

(30-31歳) 経営企画室：生活相談員 兼 介護支援専門員

2007年 医療法人 脳神経外科病院 (石川県金沢市)

(31-35歳) 地域連携室 主任 MSW / 居宅介護支援事業所 介護支援専門員 兼務

地域連携室の立上 / 退院支援・退院調整 / 病診連・病病連窓口 (紹介状管理・データ化)

回復期病棟立上げ / 病院機能評価対応 /

ベッドコントロール (医師の入退院の予定と実績のデータ化) / 医療経営を学ぶ

2011年 医療法人 小規模診療所 理事 / MS法人 取締役 (石川県小松市)

(35-38歳)

小規模診療所を中心とした地域包括ケアシステムの構築をテーマに下記介護事業の開設・運営を行う

住宅型有料老人ホーム：3事業 / 訪問介護：1事業 / 居宅介護支援事業：1事業

通所リハビリ：1事業 / 訪問看護：1事業 / 訪問リハビリ：1事業 / 通所介護：7事業

認知症共同生活介護：1事業

2014年 合同会社JAPAN UNITED HOME CARE 設立

(38歳～) たなかだいご介護・福祉相談室 開設 (独立型社会福祉士事務所)

居宅介護支援事業所の運営・コンサル事業・セミナー事業

2018年11月 株式会社ケアモンスター 代表取締役 (社名変更)

今の福祉事業の概念を壊しながら、「新しい価値」と「新しい仕組み」を創造する！！

2012年09月 (石川県) 加賀脳卒中地域連携協議会 理事

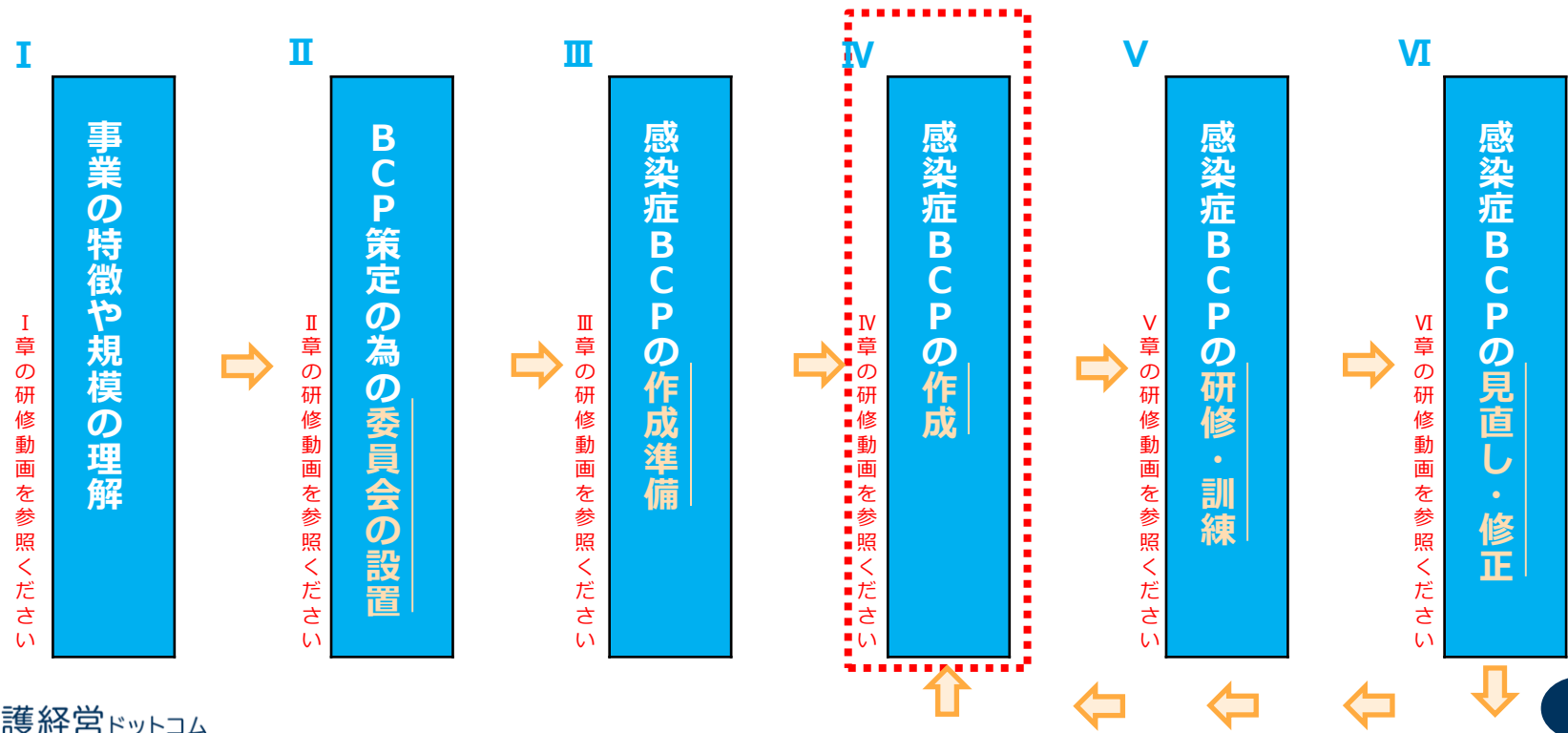
2013年12月 日本介護福祉経営人材教育協会 北信越支部 理事

2017年03月 日本デイスサービス協会 監事

著書**2017年1月** 介護施設での生活相談員の仕事 (ナツメ社)

はじめに

事業継続マネジメントにおけるPDCAサイクルのイメージ



はじめに

感染症BCPの作成に関する全体像

0. 表紙（事業所の前提理解）

1. 総則

- (1)目的
- (2)基本方針
- (3)主観部署



2. 平時からの備え

- 1.対応主体
 - (1)対応主体の明確化
- 2.対応事項
 - (1)体制構築・整備
 - (2)感染防止に向けた取組の実施
 - (3)防護具、消毒液等備蓄品の確保
 - (4)研修・訓練の実施

3. 感染疑い者の発生

- (1)感染症の疑い基準
- (2)医師・保健所等への相談
- (3)職員の管理

4. 初動対応

- 1.対応主体
 - (1)対応主体（役割・担当者（代行者）の設定）
- 2.対応事項
 - (1)第一報
 - (2)感染疑い者への対応
 - (3)消毒・清掃等の実施

5. 検査

- (1)検査後の対応

6. 【通所系サービス固有事項】休業の検討

- 1.対応主体
 - (1)対応主体（役割・担当者（代行者）の設定）
- 2.対応事項
 - (1)休業の検討への対応事項

7. 感染拡大防止体制の確立

- 1.対応主体
 - (1)対応主体（役割・担当者（代行者）の設定）
- 2.対応事項
 - (1)保健所との連携
 - (2)濃厚接触者への対応
 - (3)職員の確保
 - (4)防護具、消毒液等の確保
 - (5)情報共有
 - (6)業務内容の調整
 - (7)過重労働・メンタルヘルス対応
 - (8)情報発信

目次構成

はじめに.....03

目次構成.....05

6：休業の検討.....06

1.対応主体

 (1)対応主体の明確化.....07

2.対応事項

 (1)休業の検討への対応事項.....08

 ①休業を検討する指標

 ②都道府県、保健所等との調整

 ③訪問サービス等の実施検討

 ④居宅介護支援事業所との調整

 ⑤利用者・家族への説明

 ⑥再開基準の明確化

おわりに.....15

6：【通所系】休業の検討

1.対応主体 (1)対応主体の明確化

通所系サービスにおいては、
感染者発生時、濃厚接触者の発生時などに備え、
休業を検討する指標を明確にしておく必要があります。

6：【通所系】休業の検討

1.対応主体 (1)対応主体の明確化

感染者発生時、濃厚接触者発生時など、休業を検討する際の役割・担当者（代行者）の明確化

【通所系サービス固有事項】

これらを事前に設定
できていることで、
抜け漏れなどがなく
対応することができ
ると考えられます。



1 対応主体
(1) 対応主体の明確化

以下に役割を担う者を構成メンバーとする対策本部を構成し、業務を遂行する。

役割	部署/担当者	代行者
全体の統括責任者	〇〇部 〇〇統括	〇〇部長
関係者への情報共有	〇〇部 〇〇部長	〇〇課長
再開基準の検討	〇〇部 〇〇部長	〇〇課長

6：【通所系】休業の検討

2.対応事項 (1)休業の検討への対応事項

休業の検討における対応事項は以下のとおりです。

【通所系サービス固有事項】

こちらの
①から⑥の視点で
整理しておくことが
重要とされています。



2 対応事項

(1) 休業の検討への対応事項

- ①休業を検討する指標
- ②都道府県、保健所等との調整
- ③訪問サービス等の実施検討
- ④居宅介護支援事業所との調整
- ⑤利用者・家族への説明
- ⑥再開基準の明確化

6：【通所系】休業の検討

2.対応事項 (1)休業の検討への対応事項

休業の検討における対応事項は以下のとおりです。

【通所系サービス固有事項】

休業を検討する指標を事前に設定できていることで、迷うことなく休業の検討を行うことができると考えられます。

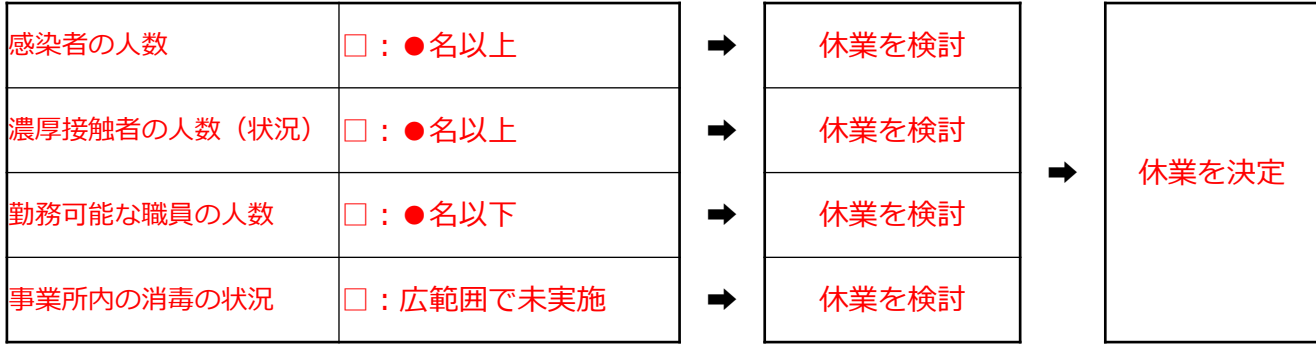


2 対応事項

(1) 休業の検討への対応事項

①休業を検討する指標

【検討項目とその指標 サンプルと記載例】



6：【通所系】休業の検討

2.対応事項 (1)休業の検討への対応事項

休業の検討における対応事項は以下のとおりです。

【通所系サービス固有事項】

都道府県、保健所等との調整の在り方やその後の対応を事前に設定できていることで、迷うことなく休業の判断ができると考えられます。



2 対応事項

(1) 休業の検討への対応事項

②都道府県、保健所等との調整

【記載例】

- ・保健所から休業要請があればそれに従う。
- ・感染の疑いのある利用者が、少数あり、都道府県、保健所等との相談の上PCR 検査等により陰性と判断されるまでの間については一時的にサービス提供を休止する場合がある。

6：【通所系】休業の検討

2.対応事項 (1)休業の検討への対応事項

休業の検討における対応事項は以下のとおりです。

【通所系サービス固有事項】

訪問サービス等の実施検討を事前に設定できていることで、迷うことなく訪問サービス等の実施ができると考えられます。



2 対応事項

(1) 休業の検討への対応事項

③訪問サービス等の実施検討

【記載例】

- ・ 利用者のニーズや対応可能な職員に応じて、訪問サービスの実施を検討する。
- ・ 訪問サービスが必要な利用者の優先度、およびケアの内容を事前に検討しておくことが望ましい。
- ・ 安否確認等、必要に応じ「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」を参照しサービス提供を行う。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045312/matome.html#0200>

6：【通所系】休業の検討

2.対応事項 (1)休業の検討への対応事項

休業の検討における対応事項は以下のとおりです。

【通所系サービス固有事項】

居宅介護支援事業所との調整すべき事柄を事前に設定できていることで、必要なサービスが途切れることなく提供できると考えられます。



2 対応事項

(1) 休業の検討への対応事項

④居宅介護支援事業所との調整

【記載例】

- ・業務停止日と業務再開日、休業中の対応（訪問サービスの提供の有無等）について居宅介護支援事業所に情報提供し、利用者の代替サービス確保に努める。

6：【通所系】休業の検討

2.対応事項 (1)休業の検討への対応事項

休業の検討における対応事項は以下のとおりです。

【通所系サービス固有事項】

利用者・家族への説明すべき点を事前に設定できていることで、休業期間中や利用再開時の安心につながられると考えられます。



2 対応事項

(1) 休業の検討への対応事項

⑤利用者・家族への説明

【記載例】

- ・ 管轄保健所の指示、指導助言に従い業務停止日と業務再開日を提示する。
- ・ 業務停止期間における事業所窓口等を明示する。
- ・ 業務停止中の消毒等の情報や従業員の対応等について説明を行う。

※上記の事柄については、出来る限り文書により提示する。

6：【通所系】休業の検討

2.対応事項 (1)休業の検討への対応事項

休業の検討における対応事項は以下のとおりです。

【通所系サービス固有事項】

再開基準を事前に明確に設定できていることで、迷うことなく再開の検討を行うことができると考えられます。



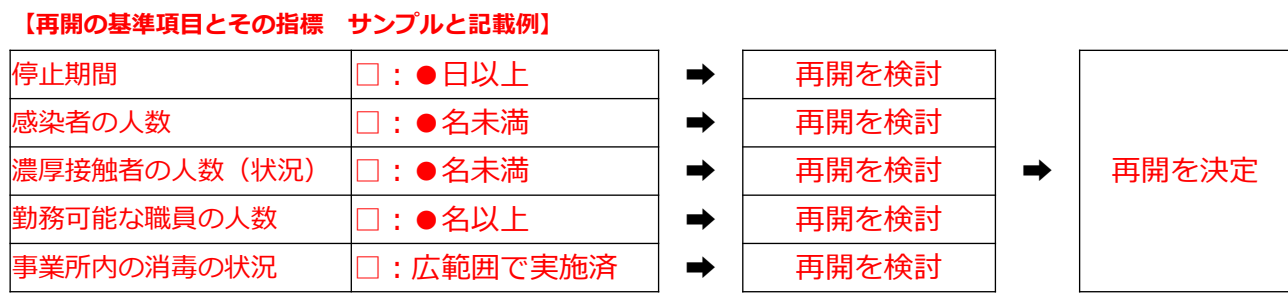
2 対応事項

(1) 休業の検討への対応事項

⑥再開基準の明確化

【記載例】

- ・保健所からの休業要請の場合は、再開の基準も併せて確認する。
- ・停止期間中の事業所内における消毒等の環境整備や従業員の健康状態より、停止期間として定めた期間を経過した場合業務を再開する。
- ・業務を再開するにあたっては、利用者及びその家族をはじめ、情報共有を行ってきた関係機関に再開となる旨を通知すること。



おわりに

今回は、【通所系サービス固有事項の⑥休業の検討編】として、

□：対応主体

□：対応事項

についてお話をさせていただきました。

また、感染症BCPの作成については、⑥休業の検討編のほかに、

□：①総則編

□：②平時からの備え編

□：③感染疑い者の発生編

□：④初動対応編

□：⑤検査編

□：⑦感染拡大防止体制の確立編

の研修動画もご用意しております。

ご視聴ありがとうございました